

令和３年９月２１日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年9月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年9月21日（火）午後1時30分～2時49分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	欠
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	柏 谷 孝 雄	欠
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

推進委員、五十嵐好則委員

推進委員、安部 嘉久委員

推進委員、柏谷 孝雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

・「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

第5 提出議案

議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

・番号1～2番 所有権移転

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐 藤 博

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会9月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。なお、推進委員の五十嵐好則委員、安部嘉久委員、柏谷孝雄委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番～5番、8月の26日～9月17日の間で、令和3年度利用状況調査(遊休農地調査)に係る現地調査を各地区に分かれて実施いたしました。委員の皆さんにはそれぞれ事前調査を含め、ご協力いただきまして、ありがとうございました。なお、調査結果につきましては、現在集計作業中でございますので、来月以降の総会でご報告させていただきたいと思っております。調査に使用した図面を本日お持ちの委員さんは総会終了後に、事務局まで提出をお願いいたします。

続きまして、6番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会9月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、10月20日、北塩原村農業委員会総会10月定例会を集会室1・2で開催予定でございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。本県農業の発展に向けた要請に関する組織検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項、「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について説明いたします。令和3年12月2日に開催が予定されております、本県選出国會議員への要請集会へ提出する要請書の素案について、協議及び検討を行うものでございます。4ページから17ページに検討素案を載せております。こちらにつきましては、今年の6月に県内の各農業委員会において検討し、報告した内容について福島県農業会議が取りまとめを行いまして、素案として作成されたものでございます。当農業委員会においても6月の定例会で協議・検討し、報告しております。各市町村農業委員会から報告があった検討結果を基に、県農業会議の方で素案を作成しましたのでその内容確認をしてほしいと、今回、依頼があったわけでございます。委員の皆さんには、事前に資料を配布させていただいており、各自ご検討いただいていると思いますので、簡単に説明させていただきます。本県の農業・農村は東日本大震災や原子力発電所事故、令和元年に発生した台風19号による被害等から未だ復旧・復興しておらず、また、担い手の減少や高齢化とこれらに伴う遊休農地の増大、さらには野生鳥獣被害等、多くの課題が山積している状況であります。特に福島県にとっては、東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興や風評被害関連の要請事項が最も重要である、最優先であるということから、1番最初の項目となっております。4ページになりますが、1番、東日本大震災等からの復旧・復興と防災・減災対策についての要請が4ページから5ページで、まとめられております。6ページ以降には、2番、担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保対策について、3番、人口減少社会における農村活性化対策について、4番、担い手の育成・確保対策について、5番、グローバルマーケットへの対応について、6番、SDGsに対応した政策について、7番、農業委員会活動の強化について、以上、全部で7項目に分けて、要請書が作成されております。詳しい内容等については割愛させていただきますが、この後、追加や削除、もしくは言い回しを変えた方がいいのではないかなど、委員の皆さまのご意見等を出していただきたいと思います。特に意見等がない場合は、このまま「異議なし」として県農業会議の方へ報告させていただきます。上記のとおり提出いたします。令和3年9月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について、朗読とに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。事前に渡ってましたので、皆さん既に読んでいるとは思いますが。予定としては、本日の意見は10月4日までに県の農業会議へ提出するということで、その後、各市町村から集まった分は10月の25日に常設審議委員会があるのでそこで決定するようです。

○委員

(特になしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。素案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で、本県農業の発展に向けた要請に関する組織検討について終了するとともに、協議内容の通り、一般社団法人福島県農業会議へ報告することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の18ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可処分の取り消しについて、意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方でございます。2、許可を受けた農地の所在地及び面積は、北山字〇〇13番、地目は田、面積1,467㎡の1筆でございます。3、許可を受けた権利の内容等について、権利の種類は、所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。先月に開催された農業委員会総会8月定例会において承認をいただき、8月23日付けで許可指令書を交付した案件でございます。4、取消の願出をする理由といたしましては、土地地番の錯誤のため。20ページの申請箇所図をご覧ください。赤枠で囲われた〇〇13番で許可を受けておりましたが、申請人双方の勘違いにより、本来は右へ2つ隣りの〇〇番が正しい場所だったようです。18ページにお戻りいただいて、当初は農地の一部に許可不要の200㎡未満で乾燥施設を設置予定でしたが、計画の変更があり、所要面積が200㎡を超えるため、今後、〇〇11番の土地で農地転用の手続きを行う予定とのことでしたので、来月以降に農地法第5条の案件が出てくると思います。上記のとおり提出いたします。令和3年9月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、所有権移転の許可処分の取消願出について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号の許可処分の取消願出について、願出の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、願出の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は2件ございます。番号1番については、奥川維之委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。奥川維之委員は退席してください。

○委員

(奥川維之委員 退席)

○議長

それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の21ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇さん、〇〇歳、大字大塩字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇95番、地目は田、面積2,134㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、高齢化による経営縮小のため、譲受人が、経営規模の維持・拡大及び相手方の要望のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、100万円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、22ページと23ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年9月21日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。コロナの関係もありますので自宅には伺わず電話で確認しました。〇〇〇さんは今ひとりで家にいて高齢でもありますし、これから田んぼを管理していくのは難しくなっていくということで、元々〇〇〇君にここの田んぼを作ってもらっていたので、この際だから〇〇〇君に譲渡したいという本人の希望があったそうです。金額等もこれで間違いありませんと確認し、はい、間違いありませんということでした。譲受人の〇〇〇君にも確認し、申請内容に問題はないようでしたので、私は許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号１番、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、奥川維之委員の入室を許可します。

○委員

(奥川維之委員 入室)

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の２４ページをご覧ください。番号２番、１、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、公益財団法人福島県農業振興公社、福島市中町に事務所がございます。譲受人は、〇〇〇、喜多方市〇〇に事務所がございます。２、申請する農地の所在地及び面積については２５ページをご覧ください。大塩字〇〇８５１６番４、外３１筆、地目は全て畑で、面積の合計は６０、００２㎡でございます。２４ページにお戻りください。３、権利を設定しようとする事由については、譲受人である〇〇〇は、譲渡人である福島県農業振興公社との不動産割賦売契約に基づき、売買代金の完済までの期間について使用収益権の設定の許可、こち

らは平成28年5月20日付けで当委員会より許可を受け、当該地において耕作を行ってきましたが、この度分割払いが完了したため、所有権移転を行うものでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、6,110,165円、こちらを分割払いにより、福島県農業振興公社へしでございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、26ページと27ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年9月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日
北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)